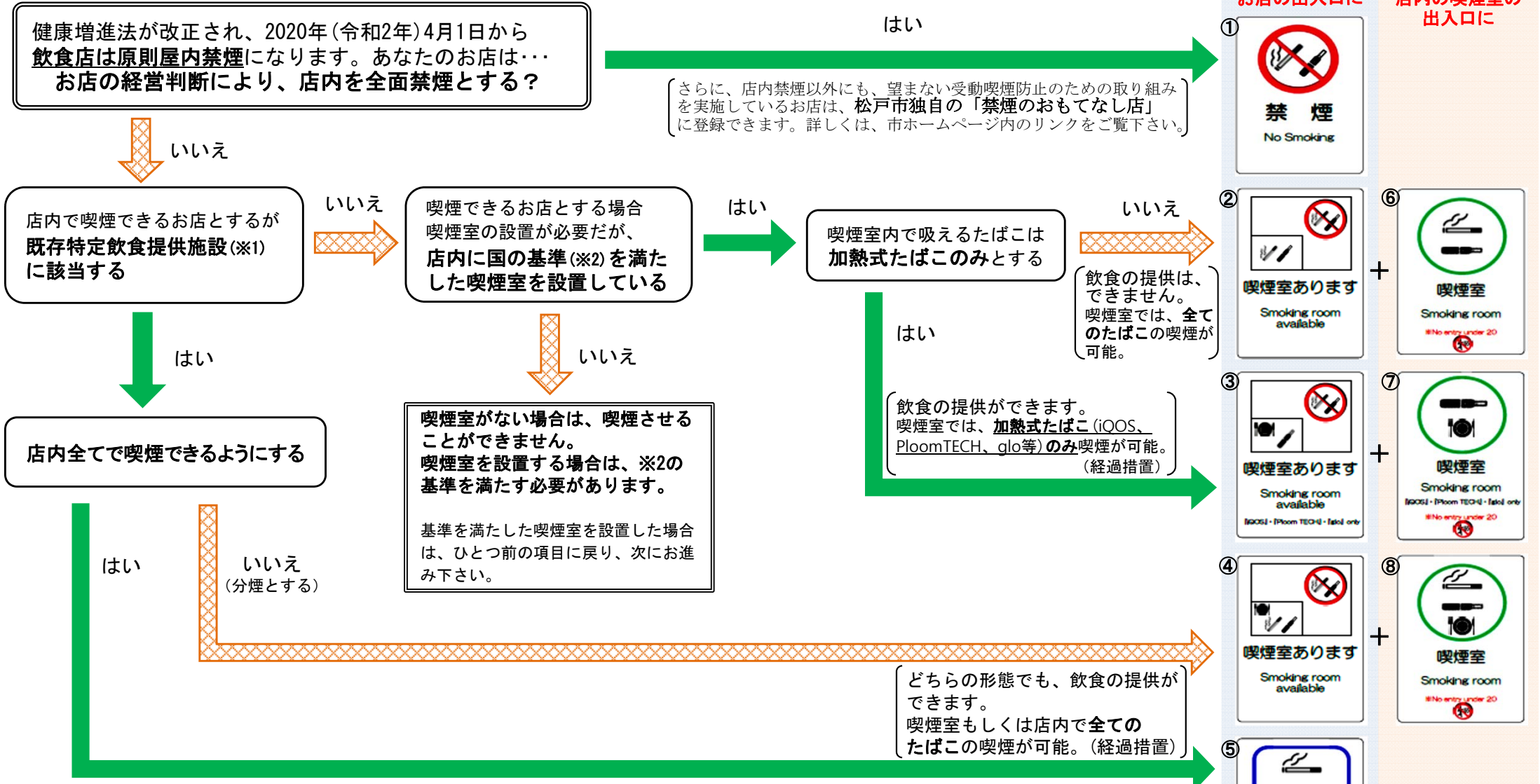


松戸市内の飲食店のみなさま、あなたのお店に掲示する標識は??

松戸市作成の標識例および**掲示場所**




※1 既存特定飲食提供施設とは…(以下の1~3の全ての要件を満たす飲食店)

- 2020年4月1日時点で既に営業している飲食店
- 個人経営又は中小企業(資本金又は出資の総額が5,000万円以下の会社)が経営
- 客席面積100㎡以下

既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者は、直ちに喫煙室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、経過措置が講じられました。
 また、上記の要件に該当することを証する書類を備えることや、店内に喫煙可能室を設置した場合は、千葉県健康づくり支援課に届出を行うことなども定められました。
 その他改正法の詳細等については、厚生労働省ホームページ「なくそう!望まない受動喫煙」Webサイトなどをご確認ください。

※2 喫煙室を設置する際の技術的基準

- 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒時以上
- たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されている
- たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されている

 喫煙可能な場所に、客・従業員ともに20歳未満は、立ち入ることができません。

喫煙を主目的とするバー、スナック等の標識は、厚生労働省作成の標識をご確認ください。